

J R 東海労申第 1 3 号
2 0 2 4 年 1 2 月 2 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

労働協約改訂に関する申し入れ

東京地裁は、11月28日に「令和6年（行ウ）第327号 不当労働行為救済申し立て棄却取り消し請求事件」でJ R 東海労とJ R 東海が中央労働委員会で争った争った「中労委令和元年（不再）第44号事件について令和3年12月15日で発した命令を取り消す。」との判決を下した。

これは、「義務的団交事項については、労働協約において団交事項から除外することは許されない」という、かねてからJ R 東海労が主張してきた内容を全面的に認める画期的な判決である。

加えて、会社がこれまでかたくなに主張してきた、「問題が発生したら幹事間折衝で解決を図る」という労使慣行は健在であるとした主張も「当該労使慣行が労使双方の規範意識によって支えられていることが必要」として、覆している。

さらには、この間多くの事象についてもそうであるが、とりわけ本件において「基本協約等の『欠勤』に年休が含まれるとする参加人（J R 東海）の解釈の論拠等を説明することはなかった。」と会社によるJ R 東海労への不誠実な対応を指弾している。

また、「苦情処理手続きの存在をもって本件団交事項について参加人が団交応諾義務を免れることはできない。」と、苦情処理会議をもって団交の代わりとして済ませることはできないとも指摘している。

今次判決は、労使で発生する諸問題は労使の議論によって解決しなければならないというごく当たり前の判決であるということと言うまでもない。

従って、これまでも申し入れてきた基本協約第250条（労働協約第39条）について以下の改訂を求めるので、速やかに団体交渉を開催し協議すること。

記

1. 東京地方裁判所の判断に基づき、「会社は基本協約第250条を楯に組合からの申し入れに対して、正当な理由がなく、団体交渉を拒むことは労組法7条2号の不当労働行為に当たる」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにされたい。

2. 東京地方裁判所は、「各団交申し入れに対して、幹事間折衝を開催したとしても、団交と同程度の実質的な協議が行われたということとはできないから、幹事間折衝によるべきことを理由に各団交の申し入れを拒むことはできないというべきである」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにされたい。
3. 『労働協約』第39条の（１）から（６）を以下のように改訂し、（７）を追加すること。
- （１）賃金、賞与及び退職手当に関する事項
 - （２）労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
 - （３）転勤、転職、出向、昇職、降職、昇格、退職、解雇、休職及び懲戒に関する事項
 - （４）労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
 - （５）その他、労働協約・就業規則の解釈・運用における問題及び労働条件の改訂に関する事項
 - （６）この協約の改訂に関する事項
 - （７）労働組合から申し出があった事項
4. 会社は、中央本部及び地方本部からの『申し入れ』に対して、「労働協約の団体交渉事項は限定列記である」として回答を組合側幹事に伝えるだけで、団体交渉等の協議を行わない事態が常態化している。幹事間折衝や窓口回答をすることはやめて、『申し入れ』に対しては全て団体交渉を開催すること。

以 上